

第 1 6 号議案

桶川市高齢者等借上型市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する
条例

桶川市高齢者等借上型市営住宅設置及び管理条例（平成 1 3 年桶川市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法 <u>別表第1表ノ3</u>の第1款症であるもの</p> <p>ク 略</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法 <u>第10条第1項</u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において <u>準用する</u>場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法 <u>別表第1号表ノ3</u>の第1款症であるもの</p> <p>ク 略</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法 <u>第10条第1項又は第10条の2</u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において <u>これらの規定を準用する</u>場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に
に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。